

●令和3年度 監査テーマ 債権管理に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第3 2. 債権管理に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見

(1) 総括

①債権管理体制の整備に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
1	「市債権管理・回収対策委員会」の名称等の改正に伴う例規集への反映について 〔報告書33ページ〕	○ホームページ上で公表されている枚方市例規集において、枚方市庁内委員会規程の別表(第4条関係)の市債権管理・回収対策委員会の記載に、平成30年3月に行われた改正(名称の変更等)が反映されていなかった。 ○上記の改正内容については、本指摘を受けてホームページ上で公表されている例規集にも反映されたが、例規集は多くの関係者が閲覧するものであるため、本規程に限らず、改正等があった場合にはその内容を迅速かつ正確に反映する必要がある。	コンプライアンス推進課	例規データの更新内容については、令和4年3月からコンプライアンス推進課における確認にあわせて委託業者がデータ更新するごとに各課においても更新内容の点検を求め、更新内容の反映が完了していることの確認を行うようにした。	措置・改善済

(2) 市税

②日常的な債権管理に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
2	分納に係る納付誓約書の未入手について 〔報告書55ページ〕	○分納履行中の滞納債権から抽出した案件を確認したところ、滞納者と分納計画に合意した後、納付誓約書、納付計画書、納付計画明細書及び納付書を滞納者に郵送し、納付誓約書を返送することを依頼しているものの、未だ返送されていないものがあつた。 ○所管課としては返送された署名・押印された納付誓約書をもって、決裁を行っており、また、納付誓約書は滞納者の債務承認となる重要な書類であることから、分納に係る納付誓約書は必ず滞納者から返送を受ける必要がある。	納税課	毎月、月初めにシステムから分納手続未処理分リストを抽出し、納付誓約書の返送がない納税者に対して電話等で、提出がない場合には分納が受けられない旨を説明し、誓約書の提出を催促することにより、確実に返送を受けることとした。	措置・改善済
3	延滞金減免申請における添付書類の未入手について 〔報告書56ページ〕	○延滞金減免申請書を閲覧したところ、一部の延滞金減免申請書において、減免条件を満たしているかが不明確なものや申請理由を証明する書類の添付がないものが見受けられた。 ○延滞金減免申請に当たっては、減免事由を明確にするとともに、その事由に該当することを証明する書類を必ず徴求する必要がある。	納税課	延滞金減免申請の受付の際には、滞納整理マニュアルを用いて、申請理由及び理由を証明する書類等の添付を確認するとともに、当該内容について、管理職員による複数チェックも行うこととした。	措置・改善済

(4) 後期高齢者医療保険料

②日常的な債権管理に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
6	分割納付誓約書を取得した案件についての各月ごとの履行の確認について 〔報告書77ページ〕	○分割納付誓約書を作成している案件について、表計算ソフト(エクセル)のファイルにて一覧表が作成され、管理されているが、この管理が令和2年度中の一時期なされなくなっていたため、分割納付に関する誓約がなされた後、途中から入金途絶した案件について、適切な時期に把握することができていない期間があつた。 ○分割納付の履行確認は重要であり、適切なタイミングで整理する必要がある。	国民健康保険室 (後期高齢者医療担当)	毎月、債権管理担当者が分納誓約一覧表に納付状況を入力する日を定め、管理職において定期的に未納者の状況を確認するとともに、当該未納者に対する督促が月末までに行われていることについても管理職で確認するようにした。	措置・改善済

(6) 保育料

① 債権管理体制の整備に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
7	保育料の決定通知等の送達方法について 〔報告書101ページ〕	○保育料(利用者負担額)の決定通知及び督促状について、所管課においては、過去から継続して保育所(園)渡しにより交付していたが、債権回収課においては、郵送による交付を当然の前提として認識していた。そして、令和2年度になって初めて両者の認識に相違があることが判明したため、令和2年度における債権回収課への新規移管を見合わせており、所管課と債権回収課の連携不足の状況が見受けられた。 ○今後、枚方市として、郵送による保育料(利用者負担額)の決定通知及び督促状の交付を滞納処分の前提とするのであれば、保育料(利用者負担額)の決定通知等の送達に要する通信運搬費について予算を手当する必要がある。	保育幼稚園入園課	保育料(利用者負担額)の決定通知等の送達に要する通信運搬費については、令和4年度当初予算に計上され、同年度より郵送化した。 郵送化済み分のうち、今後滞納が発生する事案から、債権回収課への移管を再開する。	措置・改善済

(7) 生活保護費返還金等

① 債権管理体制の整備に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
11	債権管理システムへのデータ登録誤りについて 〔報告書120ページ〕	○債権管理システムへの該当条項の登録について、本来、法第78条徴収金として登録すべきところ、誤って旧法第78条徴収金としていたものが見受けられた。 ○旧法と新法では、法的な取扱いが異なるため、誤った登録がなされないよう、適正な管理が求められる。	福祉事務所 (生活福祉担当)	現在はケースワーカーが生活保護システムに債権内容を入力し、決裁時の添付資料である決定調書により、誤ったシステム登録がされていないか確認をしている為、誤登録は生じていない。過去の誤った登録については、生活保護システムの備考欄に補記する事で、新法で取り扱えるように対応した。さらにR4年6月中旬にシステムデータも修正出来る事となっている。	措置・改善済

② 日常的な債権管理に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
12	保護費の算定誤りによる法第63条返還金発生防止の徹底について 〔報告書121ページ〕	○本人が資力の有無について枚方市に申出等を行っているにもかかわらず、枚方市の認定漏れ若しくは誤りにより、返還金が生じている事例が少なからず起きている。 ○本人が収入について申告している場合、生活保護費は適切に算定されていると考えるのが当然であり、返還金相当の収入があったとはいえ、被保護者の負担は相当増えることが想定される。また、市の信頼も失墜してしまう行為であり、このような保護費の人為的な算定誤りによる返還金の発生は、極力抑える必要がある。 ○システムを利用したアラートの表示、チェックリストの活用、複数担当者によるチェックの強化、一斉点検の実施、教育研修などにより、保護費の算定誤りによる法第63条返還金の発生防止を徹底する必要がある。	福祉事務所 (生活福祉担当)	本人からの申請に基づき収入認定を行っているが、確認漏れによる人為的な算定誤りが発生しないように、書類チェックの際は全ての内容に確認したレ点チェックにより、入力後に誤りがないかケースワーカー、査察指導員が確認を行っている。また、毎月の保護費の算定締切日を1日前倒しし、収入認定算定漏れを防ぐ確認日を設けた。 債権についての職場研修を行った。今後毎年6月・7月に債権の教育研修を行うよう計画を立てた。	措置・改善済
13	収入額の認識誤りによる返還金の不足について 〔報告書123ページ〕	○【監査の結果12】の案件の中に、働いて得た収入の確認に漏れがあり、生活保護費が過大となっていたものがあつたが、返還金の決定においても、当該収入の確認が漏れていた。収入額についての十分な確認が求められる。	福祉事務所 (生活福祉担当)	No.12と同様に、収入申告書、資産申告書、通帳写し等により確認するが、その際に他の収入についても漏れないよう併せてレ点チェックをするよう、査察指導員以上の会議において周知し査察指導員によるダブルチェックの徹底を図った。	措置・改善済

(10)水道料金・下水道使用料

①日常的な債権管理に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
17	貸倒引当金の計上不足について 〔報告書157ページ〕	○分納としているが約定通りの納付がない未収金については、破産更生債権等として、債権額の全額について貸倒引当金を計上することとしているが、分納の回収が遅延している債権の一部について破産更生債権等の残高に集計できていない。 ○このため、貸借対照表上、固定資産に属する破産更生債権等と流動資産に属する未収金の計上額が入り繰っており、貸倒引当金の計上額が不足している。	上下水道総務室 (営業料金担当)	分納誓約を締結している債権について回収状況を精査するとともに、令和3年度決算からは、状況に応じて破産更生債権等に分類し、適切に貸倒引当金を計上することとした。	措置・ 改善 済

(11)患者未収金

①日常的な債権管理に関する事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
18	病院負担処置分に係る未収金の消込漏れについて 〔報告書164ページ〕	○病院負担処置分に係る未収金について、事務委託先業者の担当者が未収処理届の作成、提出を失念していたため、未収金の消込処理が行われず、滞納債権として取り扱われていたものがあった。 ○所管課において、事務委託先業者への指示内容が適切に実施されていることを確認する体制を整備するとともに、少なくとも、決算時においては各勘定残高の内訳を確認することで適切な会計処理を実施することが必要である。	医事課	包括外部監査で示された指摘事項を基に、未収金業務を整理し、業務全体の見直しを行うとともに未収金管理マニュアルについても令和3年12月に改正を行った。 会計処理についても、月初めに事務委託先とともに未収金情報の相互確認を行っており、決算時においても各勘定残高の内訳を確認するように業務の見直しを図った。	措置・ 改善 済